

児童手当受給者の方へ

現況届を提出してください

現在児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。

受給者には通知しますので、ご確認ください。

- 提出期限…6月25日(水)
- 提出先…各地域センター総合窓口課、各出張所、長寿子育て課
- 持参するもの…現況届、加入している健康保険証の写し、印鑑など

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当は、届が提出されるまで支給されません。

※所得制限により非該当となっていた方は、平成19年中の所得によっては手当を受給できる場合がありますので、認定請求をしてください。

【問い合わせ先】

仙北市福祉事務所 長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険負担限度額認定について

◎介護保険負担限度額とは何ですか？

生活保護を受けている方や世帯全員の住民税が非課税の方で、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所した場合、食費と住居費(滞在費)が軽減されます。短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合も同様です。

※事前に市役所または介護保険事務所への申請が必要です。

軽減後の自己負担(日額)

対象者	食費	住居費(滞在費)						
		特別養護老人ホームに入所 ・短期入所生活介護を利用			介護老人保健施設に入所 ・介護療養型医療施設に入所 ・短期入所療養介護を利用			
		従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	
生活保護を受けている方等	300円	320円	0円	820円	490円	0円	820円	
世帯全員が 住民税非課税	高齢福祉年金を受給している方	300円	320円	0円	820円	490円	0円	820円
	[合計所得金額+課税年金 収入額]の合計が年額80万 円以下の方等	390円	420円	320円	820円	490円	320円	820円
	[合計所得金額+課税年金 収入額]の合計が年額80万 円を超える方等	650円	820円	320円	1,640円	1,310円	320円	1,640円

【問い合わせ先】

介護保険事務所保険指導班 TEL0187(86)3911

仙北市福祉事務所長寿子育て課 長寿生きがい係 TEL(43)2281